

「創作したもの」とは何でしょう？「経済的価値」「情報量の多さ」といった雑音に惑わされることなく、創作とは何かを考えるのは意外と大変です。

今月から2回にわたって、著作物性を具体的事例をみながら考えていきましょう。



なかがわ

今回は、事例をたくさん用意したよ。正しく答えられるかな？

な) 今月は著作物性を有するかどうかを考えるうえで、間違いやすい考え方を紹介するよ。

ち) 間違いやすい考え方……？ 何ソレ？

な) 百聞は一見にしかず！ 実例を挙げるから、チョッキーも考えてみてね。

ち) ボクは間違えないゾ！



チョッキー

ボクは間違えない自信があるよ！

1. 著作権法10条の例示と著作物性

本稿は許可なく複製し、公衆伝達をしていただいて構いません。

<http://www.hanketsu.jiii.or.jp/kaiin/>



※裁判所ホームページ・原審判決平14(ワ)1989より転載

な) これは実際の裁判事件なんだけど^{*1}、この住宅のデザインは著作物かな？

ち) ルーフバルコニーも付いているし、オシャレな住宅だね♪ こんな家に住んでみた〜い！ でも、著作物かどうかといわれると……悩ましいなあ。

な) ここでヒント！ 著作権法10条には次のように規定されているよ。

条文

著作物の例示

10条1項 この法律にいう著作物を例示すると、おおむね次のとおりである。

- 1号 小説、脚本、論文、講演その他の言語の著作物
- 2号 音楽の著作物
- 3号 舞踊又は無言劇の著作物
- 4号 絵画、版画、彫刻その他の美術の著作物
- 5号 **建築の著作物**
- 6号 地図又は学術的な性質を有する図面、図表、模型その他の図形の著作物
- 7号 映画の著作物
- 8号 写真の著作物
- 9号 プログラムの著作物

※1) 注文住宅事件
大阪高判 平16.9.29 平15(ネ)3575

チ) そうだ！ 建築物は著作物だったじゃない！ 危うく忘れるところだった。じゃあ、このオシャレな住宅は著作物だね！

な) ブー！ 不正解。10条に例示されているからといって、直接的に著作物性が認められるわけではないんだよ。

チ) 何だ、そうなの！？

な) この事件の判決でも「一般住宅が同法10条1項5号の『建築の著作物』であるということが出来るのは、客観的、外形的に見て、それが一般住宅の建築において通常加味される程度の美的創作性を上回り、居住用建物としての実用性や機能性とは別に、独立して美的鑑賞の対象となり、建築家・設計者の思想又は感情といった文化的精神性を感得せしめるような造形芸術としての美術性を備えた場合と解するのが相当である」と言っているんだ。つまり、2条1項1号の「創作性」があるかを問われるということだね。

チ) ヒントなんて言うから引っ掛かったヨ！ センセー、ヒドイ！（怒）

な) ゴメンゴメン。でも、10条って読み間違いやすいでしょ？ それと悩ましいのが、同条1項6号に書いてある「学術的な性質を有する図面」なんだ。

チ) 「学術的な性質を有する図面」なんて、工業製品を製造するための図面も入ってしまいそうな定義だよな。

な) そう。工業図面の著作物性が争われた「スモークスタンド事件^{※2}」の判決では「本件設計図に表現された^{じゅうき}什器の実物そのものは、デザイン思想を表現したものとはいえ、大量生産される実用品であって、著作物とはいえないことを考え合わせると、本件設計図を著作物と認めることはできない」と判断しているんだよ。

チ) 10条に書いてあることを理由に、著作物性があるとはいえないんだね。

な) そうのこと^{※3}。

2. 経済的価値と著作物性

な) さて、今度は次の「命題」が正しいかどうかを考えてみよう。

子どもが描いた下手な絵だって著作物である。
だから、大人が描いた上手な絵は間違いなく著作物である。

チ) 「子どもが描いた下手な絵だって著作物」というのは間違っていないよね。それなら、大人が描いた上手な絵は当然著作物でしょ？ ハイ、正解！！

な) ブー！ 残念、これも不正解。この「命題」はとてもトリッキーなんだ。

チ) うそ～！？ どうして？ 子どもの「下手な絵」だって、味のあるものはあると思うけど、大人の「上手な絵」だよ～。保護される価値があると思うけど。



※2) 東京地判 平9.4.25 平成5年(ワ)22205

※3) 「丸棒矯正機設計図事件」大阪地判 平4.4.30 昭和61年(ワ)4752では、機械設計図を10条1項6号の「図面」に該当すると判断した。しかし、上記「スモークスタンド事件」のように考えるべきであると筆者は考える。

こんなのカンタンだよ！



な)そこそこ！ チョッキーのいう「価値」って、つまり経済的な価値だよな。
著作権法は、著作物かどうかを判断するにあたり、経済的価値、すなわち「上手か下手か」なんて頓着しないんだ。

ち)うーん、いまひとつ、分からないなあ……。

な)次の表を見てくれるかな。

	下手な絵(まずい絵)	上手な絵(うまい絵)
オリジナリティーのない絵(悪い絵) =著作物ではない	トイレの壁のマンガの落書き	名画を上手に模写した絵
オリジナリティーのある絵(いい絵) =著作物である	幼稚園児が描いた家族の絵	プロの画家や漫画家が描いた絵

な)昔、岡本太郎は「まずい絵／うまい絵」「悪い絵／いい絵」と区別して、「うまい絵ではなくて、いい絵を描きなさい」という趣旨のことを言っているけど^{※4}、著作権法が判断する基準はまさにそれと同じ。創作性（オリジナリティー）があるかどうかで、上手かどうかではないんだよ。

※4) 齋藤孝著『質問力』（ちくま文庫刊）に「うまい絵」と「いい絵」について、岡本太郎と徳川夢声の対談が紹介されている。

ち)そっかあ……。考えてみると、子どもの絵が著作物になりやすいというのは、技量が未熟だからオリジナリティーが出やすいという理由なんだね。

な)そのとおり。だから当然、大人が上手に描いても著作物にならないことはあるよね。著作物性を議論するときに、いつの間にか「オリジナリティー」が「経済的な価値」にすり替わってしまうことがあるから、気をつけないといけないんだ。

ち)ラジャー。うーん、「著作物性」って意外とワナが多いんだねえ〜。

3. 差分／情報量と著作物性

な)続いて、フィギュアの問題。これを見てね。

※5) 「遅刻ウサギ」海洋堂製フィギュアフルタ製菓「人形の国のアリス」に添付。原型製作：村田明玄



カノジョへのプレゼントにピッタリだね！



カノジョへのプレゼントにピッタリだね！

ち)『不思議の国のアリス』に出てくる“遅刻ウサギ”だね。とってもかわいいフィギュアだね〜。カノジョへのプレゼント用に欲しいかも♪

な)では、質問です。このフィギュアは著作物でしょうか？

ち)かわいいし、表情もイキイキしているし、十分に著作物でしょ。これが著作物じゃないなんてヘンでしょ？

な)ブー、残念！ このフィギュアの著作物性が争われた「チョコエッグ事件^{※6}」では、著作物性が否定されているよ。理由は、このフィギュアの利用にあたり、次の著作権が切れた原画^{※7}が存在したということなんだ。



チ)えー！ 原画？ 今日ボク、間違っただけだなぁ……。

な)フィギュアは原画の2次的創作物だけど、これが著作物になるかどうかは創作性の絶対値ではなく、原画からどれぐらい創作性が加えられたかという創作性の「差分」が問題になるんだよ。

チ)つまり、原画からの翻案となるような創作がないと著作物性を持たないということ？ でも原画は2次元でフィギュアは3次元だよ。それに、モノクロからカラーになっているし、情報量的には増えているでしょ？

な)確かにそうだね。でも、情報量の多さが創作性に影響を与えるかということもそうともいえない。本判決においても、画像が持っていない着色について、「色彩についても、通常テニエルの挿絵に彩色する場合にはなされるであろう、ごく一般的な彩色の域を出ていない」として評価していないんだ^{※8}。

チ)著作物性のハードルって高いんだね。

な)そう。今まで見てきたように、著作物性を肯定しようとして、10条や経済性の高さ、創作性の絶対値、情報量の多さなどが主張される場合があるけど、著作権法が判断するのは結局、2条1項1号が求める「正味の創作性」なんだ。

チ)なるほど～。ルールはシンプルだけど、そうやって考えるのはなかなか難しいんだね。

※6) 大阪高判 平17.7.28 平成16 (ネ) 3893

※7) ジョン・テニエル(1820～1914)が、ルイス・キャロル (1832～1898) の小説『不思議の国のアリス』の挿絵として描いた。



※8) 2次元の原画から3次元の造形を創り出したことに著作物性を認めた「ガレッジキット事件」[京都地判 平9.7.17 平成7(ワ)1371]も存在するが、一般的には、2次元→3次元の変形だけで2次的著作物と認められるのは難しいであろう。

次回も引き続き

「著作物性の具体例」について考察します。どうぞ期待！



今月のクイズです。
ある小学校で、年齢と100m走のタイムの関連について、5人の先生が1週間かけて入力したデータがあります。「データベース」は保護対象だから(著作権法12条の2)、このデータも著作物でしょうか？

100m走は、
チョット自信
があるんだ！



※解答は p.64



筆者：中川裕幸

中川国際特許事務所 所長・弁理士
〒105-0001
東京都港区虎ノ門3-7-8
ランディック第2虎ノ門ビル5階
Tel : 03-5472-2900



Illustrated by K. Sasaki
URL : <http://www.ks-df.com/>
E-mail : ksdesign55@hotmail.co.jp